

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

◆マイナンバー法等の一部改正法の施行期日を定める政令が2023年12月22日に閣議決定

2024年12月2日をもって、現行の健康保険証の発行を終了し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行

1. 「マイナ保険証」とは、健康保険証利用登録(紐づけ)をした「マイナンバーカード」
2. 加入者全員に対して「資格情報のお知らせ」を発行
→「資格情報のお知らせ」の詳細は資料参照
3. 健康保険証の所持方法について

(1)現在から2024年12月1日までの所持方法は次の2通り

- ① マイナ保険証(カード) と 南海健保発行の健康保険証(カード)
- ② 南海健保発行の健康保険証(カード)

※ただし、上記の南海健保発行の健康保険証は、経過措置として、最大1年は有効(2025年12月1日まで)

(2)2024年12月2日以降に想定される所持方法は次の3通り

- ① マイナ保険証(カード)
- ② マイナ保険証(カード) と 希望者に対して「資格確認書」を発行
- ③ 希望者に対して「資格確認書」を発行

※資格確認書の有効期間は、最長5年間で南海健保が独自で設定

以上